

# 大阪地方最低賃金審議会

## 第351回本審議会議事録

### 1 日 時

令和4年10月31日（月） 9時30分～10時45分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出席者

(公益代表委員)

飯島委員、立見委員、服部委員、村上委員

(労働者代表委員)

狼谷委員、上山委員、黒田委員、清水委員、鈴木委員、松井委員

(使用者代表委員)

青木委員、柴田委員、中野委員、平岡委員、丸山委員

(事務局)

木原労働局長、樋口労働基準部長、的場賃金課長、中辻主任賃金指導官、武田賃金指導官、  
中島賃金指導官、杵之尾最低賃金係長

### 4 審議事項

- (1) 大阪府鉄鋼業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について
- (2) 大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告について
- (3) 令和4年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について
- (4) その他

(開会 9時30分)

## 中辻主任賃金指導官

定刻となりましたので、ただいまから、大阪地方最低賃金審議会第351回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員5名、計15名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する衣笠委員、森委員は、本日、所用のため御欠席です。使用者を代表する古谷委員におかれましては、御欠席とは聞いておりませんが、まだ到着されておられませんので、御了解のほどお願いしたいと思います。

本日の配付資料について確認いたします。

1枚もので2点、会議次第と配席図、1番から9番までの資料目次をつけさせていただいております会議資料、令和4年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について、の以上4点でございます。お手元にありますか。よろしいでしょうか。

特定最低賃金改正決定の必要性及び改正決定につきましては、全7業種の各専門部会で御審議をいただき、9月29日に全専門部会の審議が終了しました。

全7業種のうち、大阪府鉄鋼業、大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府電気機械器具製造関連産業、大阪府自動車・同附属品製造業、大阪府自動車小売業の5業種については、専門部会の改正決定の必要性審議において、労使の主張に隔たりがあり、全会一致とならず、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論に至りました。

また、本日お手元に配付しております会議資料の資料1として、本年7月6日の第347回総会において了承されました、最低賃金専門部会の審議に関する了解事項を添付しておりますが、その中の特定最低賃金専門部会の項目の第3項には、審議結果は当該審議において全会一致で議決されない場合は審議会へ報告する、とあります。

このため、改正決定の必要性について全会一致に至らなかった、大阪府鉄鋼業、大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府電気機械器具製造関連産業、大阪府自動車・同附属品製造業、大阪府自動車小売業の専門部会の審議結果について報告を行う必要が生じたために、本総会を開催させていただくことになりました。あらかじめ、御了承願います。

それでは、会長、議事の進行をよろしく願います。

## 服部会長

皆様おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、大阪地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、委員の指名について、御報告いたします。本年10月1日付けで、松井委員を運営小委員会、特別小委員会及び基本問題協議会の労働者代表委員に新たに指名しておりますので御報告いたします。

それでは、議事(1)大阪府鉄鋼業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について、に入ります。

先ほど事務局から説明をいただきましたが、大阪府鉄鋼業、大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府

電気機械器具製造関連産業、大阪府自動車・同附属品製造業、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正決定の必要性については、専門部会において全会一致とならず、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論になったとのことでした。

まずは大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会の審議結果について、御報告を部会長の村上委員からお願いいたします。

## 村上委員

それでは報告をさせていただきますが、まず、事務局から資料3の大阪府鉄鋼業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年9月6日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会部会長 村上礼子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

## 村上委員

ありがとうございます。それでは大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会の審議経過等について、御報告いたします。

第1回専門部会は8月24日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回、第3回専門部会は9月1日、9月6日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料を参考に審議を行いました。

しかし、3回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員は改正決定の必要性なし、との御主張がなされ、審議は平行線のまま全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論になりました。

報告は以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。ただいま村上委員から大阪府鉄鋼業最低賃金専門部会の審議結果について御報告をいただきました。

御報告の内容について、各委員から御意見、御質問がございましたら御発言をいただければと存じます。いかがでしょうか。

### 松井委員

はい。他の業種の専門部会の御報告も随時あると思いますので、全てまとめて一括して労働側の意見を申し上げたいと思いますのでお願いします。

### 服部会長

使用者を代表する委員いかがでしょうか。

( なし )

### 服部会長

それでは松井委員からまとめて一括して後ほど御意見を頂戴するということですので、この度の大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性について、専門部会の報告書のとおり、本審議会の結論としたいと存じます。いかがでしょうか。

( 異議なし )

### 服部会長

はい。異議がないと承りましたので進めさせていただきます。  
それでは事務局は答申文案の御準備をお願いします。

### 的場賃金課長

答申文案の準備ができておりますので、お配りさせていただきます。

( 事務局から、答申文案を配付する )

### 服部会長

お手元に配られましたのが、答申文案です。事務局で読み上げをお願いします。

### 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年10月31日

大阪労働局長 木原重紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子

大阪府鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和4年7月6日付け大労発基0706第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府鉄鋼業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議

した結果、大阪府鉄鋼業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。ただいまの内容で御異議ございませんか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、もう一度、部会長の村上委員から御報告をお願いいたします。

## 村上委員

それでは報告をさせていただきますが、まず、事務局から資料4の大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年9月9日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会部会長 村上礼子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (報告)

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

## 村上委員

はい、それでは大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議経過等について、御報告いたします。

第1回専門部会は、8月22日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回、第3回専門部会は9月1日、9月9日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれから御提出いただいた資料を参考に審議を行いました。

しかし、3回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員は改正決定の必要性なし、との御主張がなされ、審議は平行線のまま全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論になりました。

報告は以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。ただいま村上委員から大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果についての御報告をいただきました。

御報告の内容について、各委員から御意見並びに御質問がございましたら御発言をいただければと存じます。いかがでしょうか。

( なし )

## 服部会長

それでは御意見がないということで、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性について、専門部会の報告書のとおり、本審議会の結論としたいと存じます。いかがでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。異議がないということで承らせていただきます。

それでは事務局は答申文案の御準備をお願いいたします。

## 的場賃金課長

答申文案の準備ができておりますので、お配りさせていただきます。

( 事務局から、答申文案を配付する )

## 服部会長

お手元に配られましたのが、答申文案です。事務局で読み上げをお願いします。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年10月31日

大阪労働局長 木原亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和4年7月6日付け大労発基0706第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。御異議なしとして承らせていただきます。

それでは続きまして、大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、部会長である私、服部から御報告いたします。

それでは、まず、事務局から資料5の大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年9月13日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会部会長 服部良子

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。それでは、大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金専門部会の審議経過等について、御報告をいたします。

第1回専門部会は8月26日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回、第3回専門部会は8月31日、9月13日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれから御提出いただいた資料を参考に審議を行いました。

しかし、3回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員は改正決定の必要性なし、との御主張がなされ、審議は平行線のまま全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論になりました。

報告は以上でございます。

ただいまの報告の内容について、各委員から御意見、御質問がございましたら御発言をいただければと思います。

( なし )

## 服部会長

はい、それでは御意見がございませんでしたので、大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性について、専門部会の報告書のとおり、本審議会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。異議がなしということで承らせていただきました。

それでは事務局は答申文案の御準備をお願いいたします。

## 的場賃金課長

答申文案の準備ができておりますので、お配りさせていただきます。

( 事務局から、答申文案を配付する )

## 服部会長

お手元に配られましたのが、答申文案です。事務局で読み上げをお願いします。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年10月31日

大阪労働局長 木原重紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子

大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和4年7月6日付け大労発基0706第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき



貴職から諮問のあった大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。御異議なしとして承らせていただきます。

続きまして、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、部会長の飯島委員から御報告をお願いいたします。

## 飯島委員

それでは報告をさせていただきますが、まず、事務局から資料6の大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年9月13日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会部会長 飯島敬子

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかつたので必要性有りとすることはできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

## 飯島委員

それでは大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議経過等について、御報告いたします。

第1回専門部会は、8月23日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました、改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回、第3回専門部会は、8月31日、9月13日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使そ

れぞれから御提出いただいた資料を参考に審議を行いました。

しかし、3回の審議をもってしても、労働者を代表する委員からは改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員からは改正決定の必要性なし、との御主張がなされ、審議は平行線のまま全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論になりました。

報告は以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。ただいま飯島委員から大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会の審議結果について御報告をいただきました。

ただいまの御報告の内容につきまして、各委員から御意見、御質問がございましたら御発言をいただければと存じます。いかがでしょうか。

( なし )

## 服部会長

それでは御意見がないということで、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性について、専門部会の報告書のとおり、本審議会の結論としたいと存じます。いかがでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。異議がなしということで承らせていただきます。  
それでは事務局は答申文案の御準備をお願いいたします。

## 的場賃金課長

答申文案の準備ができておりますので、お配りさせていただきます。

( 事務局から、答申文案を配付する )

## 服部会長

お手元に配られましたのが、答申文案です。事務局で読み上げてください。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年10月31日

大阪労働局長 木原亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子

大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和4年7月6日付け大労発基0706第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。御異議なしとして承らせていただきます。

それでは続きまして、大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、部会長代理の立見委員から御報告をお願いいたします。

## 立見委員

それでは報告をさせていただきますが、まず、事務局から資料7の大阪府自動車小売業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年9月12日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子 殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会部会長 森詩恵

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (報告)

当専門部会は、令和4年7月6日開催の大阪地方最低賃金審議会第347回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

## 立見委員

それでは大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議経過等について、御報告いたします。

第1回専門部会は8月29日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回、第3回専門部会は9月2日、9月12日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれから御提出いただいた資料を参考に審議を行いました。

しかし、3回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員は改正決定の必要性なし、との御主張がなされ、審議は平行線のまま全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできない、との結論になりました。

報告は以上です。

## 服部会長

ありがとうございました。ただいま立見委員から大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議結果について御報告をいただきました。

御報告の内容につきまして、各委員から御意見、御質問がありましたら御発言をいただければと存じます。いかがでしょうか。

## 松井委員

今5業種目の報告をいただいたところですが、まとめて労働側の意見を申し上げたいと思います。

今年度の特定最低賃金専門部会の審議につきましては、大阪府最低賃金が1,023円と、1,000円を超えたことが非常に大きく影響したと考えております。地域別最低賃金の役割は皆様御承知のとおり、全ての労働者のセーフティーネットとして賃金の最低限を保障するということですが、特定最低賃金の果たす役割はセーフティーネットということだけではなく、当該産業の基幹的労働者の労働条件の向上を目的としているというものであるというそもそもの位置づけの違いが認識されないまま審議が行われたのではないかという懸念をしております。現状の社会情勢から見ても、コロナ禍前からですが、さまざまな産業で人材不足、人材確保が課題となっています。また、国際社会との比較の中で見ても、20年以上にわたって実質賃金が上がっていない、所謂、安い日本になってしまっていること。また、現在の円安の状況等を見ても、諸外国の労働者から選ばれない日本になっていること等を考えても、今年度の特定最低賃金はしっかり引き上げをしていくべきであったと考えております。今回の審議結果を受けまして、特定最低賃金制度のあり方そのものの課題がより明らかになったと考えておりますので、労働団体としての考えを意見書にまとめさせていただいております。後ほど、その内容についてお示ししたいと思っておりますので、このタイミングでの意見は以上ということで申し上げます。

## 服部会長

はい、ありがとうございます。松井委員よりこれまでの必要性なしとされた特定最低賃金の御意見を承りました。

その他、御意見ございますか。

( なし )

## 服部会長

後ほど意見書が出るというお話でございますので、そのことは後ほどということで、ただいまの御意見を踏まえて進めたいと思います。

それでは大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、専門部会の報告書のとおり、本審議会の結論としたいと存じます。いかがでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。それでは異議なしとして承らせていただきます。  
それでは事務局は答申文案の御準備をお願いいたします。

## 的場賃金課長

答申文案の準備ができておりますので、お配りさせていただきます。

( 事務局から、答申文案を配付する )

## 服部会長

お手元に配られましたのが、答申文案です。事務局で読み上げてください。

## 武田賃金指導官

はい、それでは読み上げさせていただきます。

令和4年10月31日

大阪労働局長 木原亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会会長 服部良子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)

当審議会は、令和4年7月6日付け大労発基0706第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車小売業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

## 服部会長

ありがとうございます。ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

## 服部会長

はい。御異議なしとして承らせていただきます。  
それでは全会一致とならなかった5つの専門部会の全てについて、局長に答申を行います。

( 会長から答申文を労働局長に手交する )

## 服部会長

続きまして、議事（２）大阪府塗料製造業最低賃金等の改正決定に関する報告、に入ります。  
事務局から報告をお願いいたします。

## 的場賃金課長

それでは大阪府塗料製造業最低賃金及び大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の２業種の特定最低賃金につきまして、審議結果を説明させていただきます。

まず、大阪府塗料製造業最低賃金につきましては、資料８のとおり９月２９日に専門部会における全会一致により、プラス３１円の時間額１,０３１円で決議されております。

また、大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金は、資料９のとおり９月２６日に専門部会における全会一致により、プラス３１円の時間額１,０２８円で決議されております。

２業種の特定最低賃金は、各専門部会において全会一致で改正決定の必要性ありと議決され、金額の改正決定についても全会一致で議決されており、最低賃金審議会令第６条第５項に基づき、各専門部会の決議をもって審議会の決議となっております。

なお、ただいま説明させていただいた特定最低賃金の効力が発生する発効日は、２業種とも令和４年１２月１日であることを申し添えます。

以上です。

## 服部会長

はい、ありがとうございます。それでは大阪労働局の木原局長から御挨拶をいただきます。

## 木原労働局長

大阪労働局長の木原でございます。私から御礼の御挨拶を申し上げます。

本日、会長から令和４年度の大阪府鉄鋼業最低賃金をはじめ５業種の特定最低賃金について答申をいただきました。また、大阪府塗料製造業及び大阪府機械・金属製品関連産業最低賃金の２業種の特定最低賃金につきましてもすでに各専門部会において答申をいただいております。

私どもから７月６日に諮問させていただいて以来、特定最低賃金専門部会の委員皆様を中心に、慎重かつ真摯な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定最低賃金につきましても地域別最低賃金と同様に、周知徹底と履行確保、さらには中小企業支援措置の周知、利活用の促進にも全力を挙げて取り組んで参ります。

各委員の皆様方には、今年度の御審議に重ねて御礼申し上げますとともに、引き続き、大阪地方最低賃金審議会の運営につきまして御協力賜りますようお願いを申し上げ、御礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 服部会長

ありがとうございました。

続きまして、議事（３）令和４年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について、に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

## 的場賃金課長

それでは事務局から、令和4年8月4日付け大阪府最低賃金答申の際に御要望いただきました附帯事項について取組状況を御報告いたします。

資料を御覧ください。

まず、1ページに記載しておりますとおり、附帯事項は5項目ございました。

これら5項目に対しまして取り組んだ状況を順を追って説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず1項目め、大阪府最低賃金の的確な周知広報、履行確保を行うこととございます。

周知広報は従来からできるだけ多くの大阪府民に知ってもらうよう様々な手段で行っており、大阪府内全自治体へ広報誌の掲載依頼、ケーブルテレビ番組への出演、包括連携協定を結んだ金融機関での周知等、様々な媒体や機会を活用し、積極的に取り組んでおります。また、3ページに掲載しております大阪府最低賃金のリーフレット・ポスターは、約1,600件の機関・団体・事業場へ送付し周知を図りました。今後も在阪鉄道各駅や中小・小規模事業者が利用することが見込まれる場所でのポスター掲出、リーフレットの配架等様々な媒体や機会をとらえ、最低賃金等の周知・広報に取り組んで参ります。

次に、4ページを御覧ください。履行確保の取組についてでございます。

昨年度までの最低賃金主眼監督の件数と違反率の推移を掲載しております。パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議に基づく最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引き上げに向けた環境整備を行うため、今年度も1月から3月までを集中取組期間とし、大阪府内の全監督署において、最低賃金の遵守徹底を図り、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施を予定しています。

次に、2項目めの中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効力発効日を踏まえ、効果的な周知広報と一層の利活用を促進することとございます。

今年度も9月を最低賃金周知・支援月間とし、その取組概要と実施要綱を大阪労働局全体の取組としてプレスリリースするとともに、労使団体をはじめ、自治体や支援機関等、中小企業と関わりの深い機関に対し、積極的な周知の御協力をお願いいたしました。

大阪労働局雇用保険電子申請事務センターでは、電子申請で届け出があり、処理完了の書類を返信する際、大阪局版リーフレットの電子データもお知らせとして添付し、事業主支援策の周知を図りました。周知件数は約65,000件となっております。

次に、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組についてです。

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは働き方改革の実現に向けて、助成金の活用、就業規則の作成、賃金規定の見直し等中小企業を対象とした幅広い労務に関する支援を行う大阪府社会保険労務士会に委託している事業となります。周知支援月間では、業務改善助成金のオンラインセミナーを2回開催し、受講者はのべ76名となっております。また、大阪中央労働基準監督署、ハローワーク大阪東と連携し、最低賃金の改正や助成金制度等8つのテーマで働き方改革ZOOMセミナーをオンラインで開催し、のべ387名が受講しました。

また、大阪働き方改革推進会議最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員の方へも傘下の団体・企業様へ周知していただくよう協力要請を行いました。ホームページや会報誌への掲載、メールマガジンでの配信、事務所でのリーフレットの配架等様々な方法で周知に御協力いただきました。

6ページの5に支援策活用状況を掲載しております。

業務改善助成金は9月末時点212件の申請がございましたが、そのうち119件は9月に申請されたものです。業務改善助成金は、9月1日に要件の緩和されておりますが、それらを9月の最低賃金周知・支援月間時に的確に周知に取り組んだ成果であったものと考えております。

次に、3項目めの行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう行政機関に対して発注時に特段の配慮が行われるよう要請することについて、でございます。

9月に厚生労働省労働基準局長から各都道府県知事と政令指定都市の市長あてに、委託先の最低賃金履行確保に配慮を求める要請文書が発出されています。その他の自治体については大阪府知事と大阪労働局長の連名で国の在阪機関や独立行政法人等へは大阪労働局労働基準部長名で例年要請文書を発出しております。令和4年度の要請文書については現在準備中となっております。

最後に4項目めの下請取引の適正化については公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこととでございます。

こちらは、下請け駆け込み寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議として 経済産業省等と連携しており、今後も引き続き、事務局である公益財団法人全国中小企業振興機関協会とともに、取り組み状況や事例について連携を図ってまいります。労働基準監督署では、賃金の引上げの意向を持たないこと等を把握した事案で、その要因として買ったたき等が疑われる行為が存在しているおそれのある場合、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行い、法令遵守の徹底を図っています。また、賃金引上げの阻害要因として買ったたき等が疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められなくても、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行うものと拡充が図られています。

附帯事項5項目めにつきましては、ただいま説明いたしました4項目の取組状況を検証し、本総会で報告させていただくこととなっております。

これらの取組につきましては、引き続き積極的に進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

事務局から令和4年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組についてのこれまでの取組状況の報告は以上のとおりとなります。

## 服部会長

はい、ありがとうございます。ただいまの資料を用いての御説明につきまして、何か御質問ございますか。

（ なし ）



## 服部会長

はい、ありがとうございます。

それでは続きまして、議事（４）その他、に入ります。

何かございませんでしょうか。

## 松井委員

先ほどの発言で少し触れさせていただきました、労働団体のほうでまとめさせていただいています意見書について、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思います。委員の皆様のところにもコピーを配付させていただいていると思いますので御確認いただきたいと思います。

この意見書は連合大阪として、そして、連合大阪が専門委員会として設置しております最低賃金委員会として、大阪労働局と大阪地方最低賃金審議会に対して提出させていただくものとしてまとめさせていただいております。その内容について、この意見書に沿ってポイントを申し上げたいと思います。

特定（産業別）最低賃金制度のあり方に関する意見書でございます。

２段落目のところからです。連合大阪は働くことを軸とする安心社会の実現に向けて、様々な活動に取り組んでいるわけですが、最低賃金につきましては、特に賃金の底上げ・底支え・格差是正に寄与するものとして、ナショナルミニマムにふさわしい水準への改善を早急に行うことを求めてきているということでございます。

今年度の地域別最低賃金が1,023円となった影響を受けた形で、特定最低賃金につきましては、7業種中5業種が必要性なしという結果になっております。これは特定（産業別）最低賃金制度の実効性について課題を残したものと労働団体として認識しておりまして、今後の最低賃金法及び特定（産業別）最低賃金制度のあり方について、地方審議会レベルでの議論では限界があると思いますので、厚生労働省並びに中央最低賃金審議会での根本的な課題整理と再構築を要請するための意見書としてまとめさせていただいております。

意見書の趣旨のところでございます。最低賃金制度は、労働者の賃金・労働条件の改善に重要な役割を果たしており、労働者の生活の安定や労働力の質的向上、事業の公正な競争に貢献している。

また、産業間格差への対応や未組織労働者への適用、就労形態の多様化に対応した公正処遇、非正規の雇用形態で働く者の不当な賃金の引下げの防止等、団体交渉の補完的な役割を果たす観点からも機能強化は必要不可欠であると考えております。しかし、近年の地域別最低賃金の引上げによって、特定（産業別）最低賃金の優位性の確保ができておらず、本来、基幹的労働者に適用される賃金の最低基準を決定するものであるにもかかわらず、セーフティーネット的な役割のみとの認識が見受けられます。改正の必要性に対する理解が得られにくい状況になっていると考えております。

これまで中央最低賃金審議会や労働政策審議会でもこのことについては議論が行われてきているということですが、中央最低賃金審議会では2002年以降、労働政策審議会でも2006年以降、議論が進んでおらず、労使平行線で課題を先送りしている状況でございます。中央最低賃金審議会や労働政策審議会の中で、下記3項目について改めて議論、再構築を求めたいということでございます。下記3項目についてはそのまま読み上げをさせていただきたいと思います。

1項目め。全ての労働者に適用される賃金の最低基準（セーフティーネット）である地域別最低賃金と、セーフティーネットに加えて別の役割を果たすものとして、産業別の基幹的労働者に適用され

る賃金の最低基準である特定（産業別）最低賃金の2つの制度が、相互に補完し合うことの意義とその必要性（労働条件の向上・事業の公正競争の確保等）について再確認すること。

2項目め。1項目めを確認した上で、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の相互補完機能を維持するため、特定（産業別）最低賃金の審議においては、企業内最低賃金協定や労働協約ケースでの水準を重視し、最低賃金制度の実効性を高め、事業の公正競争の確保に努めること。

3項目め。最低賃金法に位置付けられている特定（産業別）最低賃金や基幹的労働者の意義について、労使のイニシアティブによる産業ごとの議論を増進させ、理解・促進を図ること。また、基幹的労働者の定義については、基幹的労働者の職種、業務を規定（ポジティブリスト）する方向への移行、そのために必要な労働者の賃金実態等を把握する帳票類について、改良および提供体制を確立すること。

この意見書につきましては、大阪労働局及び大阪地方最低賃金審議会での適正な、必要な取り扱いをお願いしたいということでございます。

本日、特定最低賃金の専門部会で議論に直接あたっております、専門部会の委員のメンバーも二人この総会に出席しておりますので、問題意識等について、それぞれの委員から少しコメントを申し上げたいと思いますのでよろしく申し上げます。

## 服部会長

はい、意見書及び松井委員の御発言を承りました。それではただいまの関連で、狼谷委員どうぞ。

## 狼谷委員

はい、電機の専門部会に入っております。少し発言をさせていただきたいと思います。

大枠といいますか、内容については、今、松井委員から申し上げたとおりであるのですが、今年7つの業種のうち5つの業種で必要性なしとなった背景として、先ほど松井委員が申し上げたとおり、大阪府の地域最賃が1,000円を超えたということを使用者の皆さんが結構おっしゃっていたと聞いています。それがセーフティーネットである地域最賃と特定最賃を同一視しているような発言であったり、一つでいいじゃないかとおっしゃるような向きがあったということは非常に残念だなと思っております。役割については先ほど松井委員が申し上げたとおりでありますけれども、労働協約ケースで今7つの業種を申請していますが、そういったところの配慮がなかった分もあったのかなと思います。電機においては、97%の働くものの労働協約を締結したものを提出して、残り3%程度のかたのパート・アルバイト等の賃金の底上げをしたいとの訴えをしてまいりました。多くの部会では、地域最賃上がっているので、特賃いらぬのじゃないかという議論がなされたと聞いていますけれども、電機においては、地域最賃プラス数円という審議になってはいますが、本来そうではないと。本来は労働協約ケースで締結をした最下限のかたの賃金を目指して、パート・アルバイトの時給を引き上げていく役割だと認識していますけれども、そういったことになっていないことが多いです。電機におきましては、今の地域最賃プラス数円という審議のあり方自体が問題だということで、使用者のほうから上げられないということではないが、環境的に上げられるのですけれども、審議会のあり方自体を変えない限りは必要性がないとの意見があつたりしています。そういう意味では、3番目に記載されている基幹的労働者の定義ですね、今はネガティブリスト方式で、年齢区分で何歳未満、何歳以上は除くとなっていますが、あるべき賃金と働き方の関係を改めて中央で議論いただいて、ポジティブリスト

方式への移行をお願いしたいと思っております。

以上です。

## 服部会長

ありがとうございます。続きましては清水委員ご発言をお願いいたします。

## 清水委員

私は一般機械・金属製品で、今年度、全会一致で議決していただいたのですが、今、松井委員、そしてまた、狼谷委員からありましたように、一般機械・金属製品においても労側、使側に共通しているものがあります。何かと申し上げますと、産業そのものを守っていく、地賃と同じ水準ではその業種に人が入ってこないだろうというところで、一般機械・金属製品で働いている特定の従事者に対しては、優位性をもった形での水準にするべきだということでは労使共のイニシアティブがあったから全会一致を導いたという背景がございます。先ほど松井委員から読み上げていただいた意見書の中で、狼谷委員からもありましたように、3番目の特定最賃の基幹的労働者の定義を絞り込んでいかないと、現在の地賃と特賃の間では実質限界は来ているだろうとの認識は持っております。ただ、基幹的労働者の定義をしっかりとした上で、産業が衰退しないようにしていかないと、どこもかしこも同じ賃金水準であれば間違いなくこの産業は衰退していく一方であるというところは今回の審議会の中で労側から申し述べさせてもらいました。まず、一定の状況を使側にも配慮いただき、共通の認識としては産業を衰退させることなく、やはり優位性をもっていこうというところからの全会一致だったということでもあります。しかし、地賃がこれだけ引き上がっておりますので、この地賃と特賃の意味合いの違い、この辺りを踏まえて、この大阪府だけではなくなかなか議論の限界があると思いますから、中央の中でポジティブリスト、所謂基幹的労働者の絞り込みという議論をしっかりとやっていく必要があるのではなからうかということ、今回この意見書としてはつけさせていただいております。

## 服部会長

ありがとうございます。ただいま松井委員がお示しいただきました意見書に関連して、狼谷委員、清水委員より御発言をいただきました。これにつきまして、使用者の委員の方々から何かございますか。

## 柴田委員

事務局にお伺いしたいのですが、そもそも審議会とは労働局長から諮問があった案件を調査、審議することですよね。この意見書は、審議会の会長あてになっているのですけれども、その取扱いほどの根拠に基づいて、意見書をこの場でお示しになったのかお伺いしたい。労働局長あての意見書であればそれはそれでいいと思うのですが、そもそもこれは審議会で議論するような内容になるのですか。

## 服部会長

はい、今のことにつきまして事務局から何かございましたらお願いします。

## 的場賃金課長

あくまで労側からの意見としていただいているという解釈をさせていただいております。

## 柴田委員

諮問されている内容に含まれるということですよ。

## 的場賃金課長

附随する意見だと考えております。

## 柴田委員

分かりました。

## 服部会長

よろしいでしょうか。

先ほど、特定最賃の審議の意見交換の際に、それに関する意見表明の際にあらためてお示しになるということで、このようにお出しいただいたと存じます。従いまして、審議の際の意見を意見書として文書のかたちで示したものを審議会としては受け取るということです。すなわち審議経過の中で出た意見交換の延長かと存じます。それにどう対応するかということはまた別の問題になるかと存じます。これについては、柴田委員の御確認に対して課長が御説明くださったように、承るという形で今回のところは進めるということではよろしいでしょうか。

## 的場賃金課長

総会でこのような意見があったという情報としていただくという形になります。

## 服部会長

ということでございます。

## 柴田委員

何回もすみません。意見として承るとして、連合大阪から出されるというのはおかしくないですか。松井委員とか労働者を代表する委員からの意見書であれば、審議会において、専門部会の意見として承ることは良いと思うのですが、連合大阪名の意見書を受け取ると色んな団体から附随する意見が出てきたら、それを全部紹介することになりますよね。それはそれでいいのですかねと思います。

## 的場賃金課長

今回はあくまで労側からいただいたとっておりますので、今後、他の団体から出てきた場合にはまた御相談させていただくことになるかもしれません。

## 服部会長

今の御説明にも関連しますが、あくまで本日の審議の経過を御覧いただければ御承知かと思いますが、それぞれの特定最賃の意見表明を後ほどまとめてということで、この意見書は出されたと、

一応審議の流れとしては受け止めさせていただいております。従いまして、柴田委員が少し御心配になられるような状況とは異なると考えて、先ほど事務局から発言がありましたように、労働者を代表する委員から今回の特定最賃審議結果に関連して出された意見を文書のかたちとした意見書であるとして受け止めさせていただくということでございます。よろしいでしょうか。

### 平岡委員

今の御説明は理解にあった、「意見書として受け止める」とはどういうことですか。この意見書はどのような扱いになるのですか。

### 的場賃金課長

労働局としては総会において労側からこのような意見があった情報だけを提供しようかと思っております。

### 服部会長

よろしいでしょうか。あくまで議事の進行の中で意見の発言がこういった形で出たという扱いであるかと存じます。

### 平岡委員

この意見は、本日の答申内容についての意見、異議ということなののでしょうか。

### 服部会長

異議ではないと考えられますが。異議であればはっきりと異議であるとお示しになると存じます。

### 黒田委員

すみません。黒田でございます。意見書の取扱いとしての思いだけをお伝えしますと、審議会のほうから無総意で出しているという扱いには到底ならないものだと理解しております。ですので、労働側委員の意見として出すけれども、審議会として出すのであれば、当然総意がいるでしょうし、総意になっていないと思いますので、今日の段階では松井委員が言ったように、意見書という考え方を示させていただいた、そういう意見が出ましたということを事務局として対応していただけたらいいのかなと思います。それでよろしければ別に問題ないのかなと思います。

### 服部会長

ありがとうございます。いかがでしょうか、平岡委員。

### 平岡委員

分かりました。ただいまの意見書について、審議会としての検討対象ではないということで理解いたしますので、使用者側として特段意見を申し上げることはございません。けれども、特賃の制度が地賃の大幅引上げもあり、制度として機能していないのではとの御意見、御主張なのかなとお聞きしたのですが、地賃制度そのものにつきましても、政府方針である地域間格差の是正に資するものとな

っているのか等、色々と課題があると思います。そういったところも含め、地賃制度のあり方そのものを見直していかないといけないということを、使用者側としては意見として持っておりますので、あわせて、申し上げておきます。

### 服部会長

ありがとうございます。ただいま平岡委員から労働者のお出しになられた意見書に関連して、御意見をいただいたと受け止めさせていただきます。

### 平岡委員

労働者側の意見書に対する意見ではないです。最低賃金制度のあり方については、地賃制度のものそのものあり方についても、きっちりと見直しをしないとイケないのではないかとこの意見があるということ、あわせて申し上げます。

### 服部会長

はい、承りました。その他の項目でございますので、地賃に関連しての御意見を使用者側を代表する委員から承ったということで受け止めさせていただきます。よろしいでしょうか。

あらためて、その他に対して、労働者を代表する委員何かございますか。

( なし )

### 服部会長

使用者を代表する委員何かございますか。

( なし )

### 服部会長

事務局から何かございますか。

( なし )

### 服部会長

それでは、以上で本日の審議は全て終了いたしました。

それでは、本日はこれを持ちまして閉会とします。

委員の皆様、本日はお疲れ様でした。

(閉会 10時45分)